

枚方市条例第 11 号

枚方市議会委員会条例の一部を改正する条例

枚方市議会委員会条例（昭和34年枚方市条例第12号）の一部を次のように改正する。
第15条の次に次の1条を加える。

（開催方法の特例）

第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。この場合において、委員長は、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認、自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。

(1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合

(2) 前号に定めるもののほか、委員長がやむを得ない事由により委員会の開催場所への参集が困難と認めた場合

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による委員長の許可を得てオンラインを活用した委員会に出席した委員は、次条及び第17条第1項の出席委員とする。

4 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、枚方市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に定めるもののほか、議長が別に定める。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインを活用した委員会については、この限りでない。

附 則 [令和4年3月11日公布]

この条例は、公布の日から施行する。